

中国人への家族観光査証について

平成20年2月29日
外務省領事局外国人課

1. 昨年12月における福田総理の訪中時に表明したとおり、観光分野における日中間の交流を促進するため、これまでの団体観光客に加え、少人数からなる家族に対しても査証を発給することとし、3月3日(月)より査証申請を受け付けることとした。
2. 近年、訪日観光客の増加とともに、より少人数で自由な観光を求める要望が寄せられていることから、今般、2名又は3名からなる一定の経済力のある家族が観光のために訪日する際にも査証を発給することとした。査証申請は、従来の「団体観光」と同様、日本側旅行会社の身元保証に基づき、中国側旅行会社が中国における我が方在外公館(香港総領事館を除く)に対して行う。
3. 中国における「家族観光」の取扱は、原則として従来の「団体観光」取扱旅行会社に対して認めるが、当面は在外公館所在地の一部旅行会社に限る。中国側取扱会社に対しては、一定の経済力の基準について明らかにするとともに、不適切な取扱に対するペナルティーを強化している。
4. 「家族観光」について、添乗員に係る条件や失踪者発生時の取扱は従来の「団体観光」と同じである。また、開始から6ヶ月間の試行期間を設け、試行期間満了後に必要な見直しを行う。

中国の訪日団体観光査証の緩和（家族観光の実現）について

平成20年2月14日

訪日団体観光ビザに関し、昨年末の福田総理訪中時の日中首脳会談（H19.12.28）において、現行の団体観光に加えて本年3月より「家族観光」を実現することとなり、外務省において以下の査証緩和措置を講じることとなった。

【今回の緩和措置（家族観光の実現）の概要】

【対象者】十分な経済力を有する者と、その家族（三親等以内の血族・姻族）

【人 数】2名又は3名だけでの少人数旅行（中国側添乗員は含まない）

【添乗員】日本側及び中国側旅行会社各1名（計2名）

【失踪防止対策】失踪者発生時のペナルティ（ ）を強化する

中国側旅行会社については、家族観光での失踪者1名につきペナルティを-3点（現行の団体観光では失踪者1名で-1点）とする。（このため、中国側旅行会社は、家族観光での失踪者2名で-5点超となり、1ヶ月間取扱停止処分（団体観光も含む）となる）。日本側旅行会社へのペナルティについては現行通り。

【実施時期】平成20年3月1日。6ヶ月間の試行期間後に必要な見直しを行う

【参考；現行の団体観光ビザ制度】

【対象者】中国全土の国民（ ）

【人 数】5名以上概ね40名以下（中国側添乗員を含む）

【添乗員】日本側及び中国側旅行会社各1名（計2名）

【失踪防止対策】日中双方の旅行会社に対し、失踪者発生時のペナルティ制度有り

対象地域を段階的に拡大し、2005年7月より、中国全土の国民が対象